

令和3年度北栄町防災会議 次第

日時 令和4年3月18日（金）
午後1時30分～
場所 大栄農村環境改善センター
大会議室

1 開 会

2 会長あいさつ

3 委員紹介

4 報告事項

(1) 令和3年度 災害等対応状況について・・・資料No. 1

(2) 令和3年度 町防災事業の実施状況について・・・資料No. 2

5 協議事項

(1) 北栄町地域防災計画の見直しについて・・・資料No. 3

(2) 令和4年度 町防災事業（取組予定）について・・・資料No. 4

6 意見交換

(1) 北栄町防災への意見・要望等について

(2) その他

7 その他

8 閉 会

北栄町防災会議委員名簿

(任期：2022年3月18～2024年3月19日)

機 関 名	職名	氏 名	代理出席者	備考
北栄町	町長	手 嶋 俊 樹		会長
国土交通省倉吉河川国道事務所	所長	山 田 明		1号委員
鳥取県中部総合事務所 県民福祉局	局長	江 原 修		2号委員
倉吉警察署	署長	笠 田 孝 二		3号委員
北栄町	副町長	岡 本 圭 司		4号委員
北栄町	総務課長	磯 江 昭 徳		〃
北栄町	産業振興課長	清 水 直 樹		〃
北栄町	福祉課長	田 中 英 伸		〃
北栄町	地域整備課長	倉 光 顕		〃
北栄町	教育総務課長	中 原 浩 二		〃
北栄町教育委員会	教育長	別 本 勝 美		5号委員
鳥取中部ふるさと広域連合 消防局	局長	前 田 輝 彦		6号委員
北栄町消防団	団長	川 口 美 記 也		7号委員
西日本電信電話株式会社 鳥取支店	支店長	杉 本 健		8号委員
中国電力ネットワーク株式会社 倉吉ネットワークセンター	所長	三 宅 功		〃
鳥取中央有線放送株式会社	管理部総合戦略室長	加 登 脇 有		〃
自主防災組織代表	由良5区自治会長	伊 藤 博		9号委員
鳥取県自主防災活動アドバイザー	アドバイザー	長谷川 孝司		〃
北栄町大栄赤十字奉仕団	委員長	勝 田 初 美		10号委員
北栄町北条赤十字奉仕団	委員長	野 嶋 恵 美 子		〃
北栄町社会福祉協議会	総務・地域福祉係長	秋 草 ゆ み 枝		〃
介護老人保健施設 ル・サンテリオン北条	所長	青 亀 千 弘		〃
北栄町	健康推進課長	吉 岡 正 雄		〃

事務局

北栄町総務課情報防災室	室長	浜 本 昭 人		
北栄町総務課情報防災室	主事	猪 山 寛 太		

令和3年度 災害等対応状況について

●7/7からの大雨（梅雨前線豪雨）

大雨警報：警戒体制（1） 7日6:57～7日9:25、9日16:30～11日3:55

土砂災害警戒情報：災害対策本部（非常体制Ⅱ） 7日9:25～9日16:30

高齢者等避難情報発令 7日9:30

避難指示発令 7日10:30～9日16:30 町内全域（5,447世帯14,736人）

災害対策会議：7日9:45 気象等の状況、避難所開設

7日16:00 気象等の状況、避難所物品、避難の状況、被害の状況

8日9:00 気象等の状況、避難所物品、避難の状況、被害の状況

8日16:00 気象等の状況、避難所物品、避難の状況、被害の状況

9日16:30 気象等の状況、避難所の状況、被害の状況

避難所開設：7日10:30 大栄農村環境改善センター、大栄ふれあい会館、
B&G海洋センター、中央公民館 16世帯42人

被害：床上浸水2件、床下浸水22件、道路冠水に伴う通行止め、土砂くずれ

●8/9 台風9号

暴風警報：警戒体制（1） 9日10:04～16:22

被害：停電

●8/13 秋雨前線による大雨

大雨警報：警戒体制（1） 13日18:04～15日10:07

被害：被害なし

●12/25からの大雪

大雪警報：警戒体制（1） 25日21:32～27日10:23

被害：畜舎・ハウスの倒壊等、停電

●12/31からの大雪

暴風雪警報：警戒体制（1） 31日4:22～21:01

被害：被害なし

●2/16からの大雪

大雪警報：警戒体制（1） 16日21:22～17日16:05

被害：被害なし

令和3年度 町防災事業の実施状況について

1 北栄町総合防災訓練 (9月5日(日) 8:50~11:15、水害・土砂災害)

大栄中学校体育館

訓練内容

- ア 避難所への避難訓練 (避難勧告発令)
- イ コロナ対策避難所運営訓練
- ウ 自治会との避難情報連携訓練
- エ 防災講演会 「北栄町防災マップについて」 北栄町総務課
- オ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- カ その他 消防団巡回訓練、災害備蓄品の展示

→新型コロナ感染拡大状況により中止

2 防災研修会

- ・瀬戸自治会「防災ハザードマップと防災情報の活用」 (R3.10.24)

3 自主防災組織への助成

- ・自主防災組織育成交付金 (訓練活動、訓練用消耗品購入等)
延べ 45自治会、助成総額 708,788円 (R4.3.1現在)
- ・防火防災器具等整備交付金 (防火防災器具購入)
延べ 36自治会、助成総額 1,633,318円 (R4.3.1現在)

4 防災士の育成

防災士資格取得に必要な研修受講費や資格試験受験料の費用を町が負担。

- ・R3年度資格取得 8名 (合計41名)

5 備蓄品の購入

- ・購入品目

AI顔認証温度検知カメラ12台、フェイスシールド、アクリル間仕切板、手指消毒液、アルファー米 (カレーライスセット※アレルギー対応)、保存水など連携備蓄品 (ハンドタオル、歯磨シート、熱さまシート、ポリ袋等10品目)

- ・防災拠点設置等事業 (B&G財団による助成33,000千円を活用)

防災倉庫 (4連棟)、水防用パトカー1台、ローダンプ2台、ドローン2機、消防用バイク2台、非常用電源2台、発電機3台、投光器3台、多目的ベッド30台、避難所用トイレ2台、土嚢製作器、備蓄品 (カレーライスセット、保存水、クラッカー) などの整備。

職員を対象にした機器操作研修の実施

北栄町地域防災計画の見直しについて

(1) 国の防災基本計画の改正を踏まえた見直し

①避難情報の名称変更等 (P56 ほか各所)

- ア 避難準備 (高齢者等避難開始)、避難勧告、避難指示などの種類を警戒レベル 1～5、早期注意情報 (レベル 1)、大雨等注意報 (レベル 2)、高齢者等避難 (レベル 3)、避難指示 (レベル 4)、緊急安全確保 (レベル 5) に変更

②個別避難計画に係る関連項目の修正

- ア 震災・風水害対策編第 33 節「避難行動要支援者対策の強化」に追加 (P58)

第 33 節 避難行動要支援者対策強化

5. 個別避難計画の作成

町は、地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿の避難行動要支援者ごとに、避難支援等を実施するための計画 (以下、「個別避難計画」という。) を作成するよう努めるものとする。

個別避難計画に定めるべき事項は、次のとおりとする。

- ① 避難行動要支援者の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他連絡先
- ② 避難施設その他の避難場所及び避難路その他避難経路に関する事項
- ③ 前二項に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し町長が必要と認める事項

6. 避難支援等関係者との名簿・個別避難計画情報の共有

町は、災害時における避難行動要支援者の避難行動、安否確認に有効に活用するため、個人情報の取扱いには十分注意を払い、避難行動要支援者名簿・個別避難計画を自主防災組織、民生児童委員、消防団、社会福祉協議会、鳥取中部ふるさと広域連合琴浦消防署・湯梨浜消防署、倉吉警察署にあらかじめ提供し、情報の共有を行う。

7. 避難行動要支援者名簿・個別避難計画情報の漏えい防止

町は、名簿・個別避難計画情報の提供に際し情報漏えいを防止するため、情報提供先への守秘義務を課せるとともに、漏えい防止措置を行います。

(2) その他の見直し

①震災・風水害等対策編

- ア 第 1 章第 2 節 町及び防災関係機関の事務または業務の大綱 (P1～) 県機関名の中部総合事務所地域振興局を中部総合事務所県民福祉局に、福祉保険局を倉吉保健所に、生活環境局を環境建築局にそれぞれ変更
- イ 文言の修正等

②資料編

- ア 資料 41 (P45) 町災害用備蓄物資 (生活必需物資) 備蓄数の時点修正
- イ 資料 42 (P46) 給水関連備蓄等保管場所及び保有数の時点修正
- ウ 資料 71 (P56) 簡易トイレ等保管場所及び保有数の時点修正
- エ 文言の修正等

令和4年度 町防災事業（取組予定）について

1 訓練

(1) 町総合防災訓練

9月4日（日）（予定）

- ア 災害対策本部設置訓練
- イ 自治会との避難情報連携訓練
- ウ 防災講演会
- エ 炊き出し訓練 北栄町赤十字奉仕団
- オ 救助訓練 北栄町消防団

2 自主防災組織、自治会への活動支援

(1) 自主防災組織リーダー等研修会

- ・研修対象：自主防災組織代表や自治会長など自治会防災活動のリーダー役
- ・各自治会での防災訓練に取り入れられるような内容とする。図上訓練など。

(2) 個別支援の取組

- ア 自主防災組織化支援
- イ 自治会独自訓練・研修への助言・指導
- ウ 自治会防災マップ、支え愛マップ作成支援

3 防災士の育成

- ・県主催による養成研修会が、毎年11月ごろに開催予定。
- ・12名育成予定。（研修費町負担）

4 備蓄品の購入

- ・予算 1,348,000円
- ・購入品目
コロナウイルス感染症衛生対策キット、ブルーシート張セット、クラッカー、アルファーマ（アレルギー対応）、液体ミルク（アレルギー対応）、保存水、避難所用テント、毛布、折り畳みベッドなど

5 防災拠点設置等事業（令和3年度～5年度）

- ・予算 3,000,000円（B&G財団助成）
- ・実施内容
ドローン、重機等の操作研修
（対象者：町職員、町消防団員、消防署職員、自主防災組織リーダー等）
避難所運営研修

**大災害に備えて 鳥取県北栄町に新たな防災拠点を整備
防災拠点整備・人材育成に 3,900 万円 決定書授与式**

日時：8月24日（火）16：00～ 場所：大栄庁舎第1委員会室

B&G財団（東京都港区・会長前田康吉）は8月24日（火）、2021年度「防災拠点の設置および災害時相互支援体制構築事業」の決定書授与式を北栄町役場で行います。

この事業は、日本財団助成事業として B&G 財団が実施するもので、災害発生時の緊急対応・避難所運営に必要な防災倉庫の整備、油圧ショベルやダンプ、救助艇などの機材配備、災害エキスパート研修など人材育成にかかる費用について、3年間で総額 3,900 万円を上限に助成を行うとともに、周辺自治体との災害時相互応援協定の締結など支援体制づくりを推進するものです。授与式では B&G 財団常務理事の朝日田智昭から北栄町の松本 昭夫町長へ支援金決定通知書を手渡します。

B&G 財団は、被災地の復旧作業や避難所開設訓練など地域住民への防災教育を推進しております。本事業では、万一の災害に備えて、全国各地に防災拠点を設置し、すべての拠点に統一の油圧ショベルやダンプを配備することで、研修を受けた担当者がいずれの拠点でも迅速に災害支援活動が実施できる仕組みづくりを進めていきます。

なお、2021 年度に防災拠点を整備する 20 道県 25 市町のうち、鳥取県ではほかに伯耆町で実施いたします。



防災倉庫



油圧ショベル・ダンプ



救助艇

地域における災害時の新たな支援体制づくりの話題として、ぜひ、ご取材賜りますようよろしく
お願い申し上げます。

記

鳥取県北栄町 防災拠点決定書授与式

1. 日時：2021年8月24日（火）16：00～
2. 場所：大栄庁舎第1委員会室 鳥取県東伯郡北栄町由良宿 423-1
電話：0858-37-5862
3. 支援金額：3,900 万円（上限）
4. 出席者：北栄町長 松本 昭夫、B&G財団常務理事 朝日田 智昭

以上

北栄町防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日条例第 17 号

改正 平成 19 年 12 月 21 日条例第 35 号

平成 21 年 12 月 27 日条例第 39 号

平成 24 年 12 月 25 日条例第 29 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、北栄町防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 北栄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 32 条第 1 項に規定する水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (5) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者 3 人以内
 - (2) 鳥取県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者 5 人以内
 - (3) 町を所轄する警察署長 1 人
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指定する者 10 人以内
 - (5) 教育長 1 人
 - (6) 鳥取中部ふるさと広域連合消防局の職員のうちから町長が任命する者

1人

(7) 消防団長 1人

(8) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者 3人以内

(9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者の中から町長が任命する者 3人以内

(10) 前各号に掲げる者のほか、町長が防災上必要と認める者

6 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、鳥取県の職員、関係指定公共機関の職員、町の職員、関係地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 本会の会議は、必要に応じ会長がこれを招集する。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

附 則(平成19年12月21日条例第35号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年12月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成24年12月25日条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。